

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > [歴史的風致維持向上計画の認定について](#)

プレスリリース

歴史的風致維持向上計画の認定について

ツイート

印刷

令和元年6月10日
農林水産省

農林水産大臣、文部科学大臣及び国土交通大臣（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」における主務大臣）は、令和元年6月12日に同法第5条に基づき、愛媛県内子町及び大分県大分市の歴史的風致維持向上計画について、認定を行います。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市町長に対して直接交付いたします。

概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年11月に施行されました。この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等76市町の計画を認定しています。

この度、愛媛県内子町及び大分県大分市の計画を認定することにより、認定数は78市町となります。

なお、認定された計画の詳細は、国土交通省ホームページで御覧になれます。

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html（外部リンク）※認定日以降に、御覧になれます。

計画の概要

内子町（うちこちょう）

重要伝統的建造物群保存地区「八日市護国(ようかいちごこく)伝統的建造物群保存地区」や、国指定重要文化財である「本芳我(ほんはが)家住宅」「内子座(うちござ)」及びその周辺地域と、高昌寺(こうしょうじ)ねはん祭(まつり)の稚児行列(ちごぎょうれつ)や県指定の無形民俗文化財「いかざき大風合戦(おおだこがっせん)」等にもみる歴史的風致の維持向上を図るため、内子座や重要伝統的建造物群保存地区内にある歴史的建造物等の保存修理事業や、手漉き和紙(てすきわし)など伝統産業の職人、学芸サポーター、まちあるきガイド等の人材育成に関する支援事業などを位置づけています。

大分市（おおいたし）

国指定重要文化財「柞原八幡宮(ゆすはらはちまんぐう)」や国指定の史跡「大友氏遺跡(おおともしいせき)」及びその周辺地域と、「若宮八幡社夏季祭礼(わかみややはちまんしゃかきさいれい)」や柞原八幡宮の祭礼である「浜の市(はまのいち)」「賀来の市(かくのいち)」等にもみる歴史的風致の維持向上を図るため、「柞原八幡宮本殿」をはじめとした歴史的建造物の保存修理事業、「大友氏遺跡」の復元整備事業のほか、祭礼の巡行路沿いにおける無電柱化事業や道路修景整備事業、祭礼で使用する用具の保存修理に関する事業等を位置付けています。

報道機関の皆様へ

田中国土交通大臣政務官が各市町長に対して、以下の日程で認定証を直接交付いたします。

日時：令和元年6月12日（水曜日）13時30分～

会場：国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階 田中国土交通大臣政務官室

所在地：東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省への入館に当たっては身分証明書を提示し、「歴史的風致維持向上計画」認定の取材である旨を教えてください。

カメラ撮影は、冒頭から認定証の交付まで可能です。御希望の方は、当日13時15分までに国土交通省4階エレベーターホールにお集まりください。認定式終了後に各市町長へのぶら下がり取材が可能です。

国会等の都合により予定が変更される場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

お問合せ先

農村振興局農村政策部農村計画課

担当者：土地利用計画班 小澤、加藤

代表：03-3502-8111（内線5534）

ダイヤルイン：03-3502-6004

FAX番号：03-3506-1934

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries